

# 国際関係における信頼醸成措置について

— 国連事務総長報告の分析を中心に —

城 忠 彰\*

安田女子大学

## ON CONFIDENCE-BUILDING MEASURES IN INTERNATIONAL RELATIONS

— with special reference to “Report of  
the Secretary-General” —

Tadaakira JO\*\*

Yasuda Women's University

### SUMMARY

Recently, in the various international negotiations and discussions, the necessity has been stressed to evaluate, introduce and implement Confidence-building Measures. Such measures are effective steps aiming to strengthen the international security and to facilitate disarmament negotiations among States, by reducing or eliminating the cause for mistrust, fear, tensions and hostilities as significant factors behind the international arms build-up and conflicts, and, accordingly, by establishing the trust among States.

In 1981, Report of the Secretary-General, “Comprehensive Study on Confidence-building Measures” was elaborated by the Group of Governmental Experts on Confidence-building Measures, and was submitted to the

---

\* 広島大学平和科学研究センター客員研究員

\*\* Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

General Assembly.

In this paper, the present writer will examine the international instruments related to the preparation of this Report, including the Final Act of the Confidence and Security and Co-operation in Europe, and the Final Document of the Tenth Special Session of the United Nations General Assembly devoted to disarmament, and then will clarify that such measures are useful to improve the international relations by introducing and analysing the content of this Report.

## 1. はじめに

国際関係の現況は、軍備競争の拡大や国際緊張の激化によって重大な悪化を経験しており、核兵器の使用を含む世界戦争の勃発という急迫した危険に直面しているといっても過言ではない。こうした憂慮すべき事態を打開し克服していくためには、軍縮交渉を促進し国際的な平和と安全を強化していくことが、国際社会に課せられた最大の急務であるといわなければならない。他方で、最近、軍縮や安全保障の問題をめぐる討議・交渉・声明の中で、「信頼醸成措置 (Confidence-building Measures, 以下CBMと略記)」についてしばしば言及されるようになった。たとえば、1983年11月2日、わが国の国会で演説したドイツ連邦共和国のコール首相は、「我々の共通の目標は、自由諸国と膨張を求める覇権主義政治との間に出来得る限り低い軍事レベルでの均衡を求め、かつ信頼醸成措置によってこれを安定させることにある」と述べている。<sup>1)</sup>

CBMとは一体何か。一般に、国家間の相互信頼を構築し、誤解や不信に起因する対立や緊張の可能性を低減させることによって、平和及び安全保障の確立を計ろうとするための手段の総称がCBMと言われているものである。しかし、これは決して近年の国際関係に特有のものではなく、あらゆる時代の国家間の関係を通して検討され採用されてきたものである。国家がその対外関係において、信頼を確保し以って自国の安全保障を最大限に達成しようとする試みは、主権国家が並存する国際社会が続く限り、永遠の課題として認識されるであろう。現代の国際政治史の研究から得られる教訓は、政策決定者が、情報の誤りや不足、それまで培われた相互不信などにより、相手国の意図・行動・イメージについて誤解することが、往々にして国際紛争や危機の原因となっており、したがって、紛争防止や危機管理には相互の信頼を醸成しておくことが有効な手段となりうることを教示している。<sup>2)</sup> 特に、米ソの直接的な軍事対決が一触即発の域に達した1962年のキューバ危機では、両国の政策決定過程において *credibility gap* が露呈され、それが翌年のホットライン設置協定の締結の契機となったのはよく知られた事実である。<sup>3)</sup>

ところで、CBMはまた、それ自体は軍縮措置ではないが、緊張緩和といった軍縮の心理的基盤を形成することによって、現在の軍縮交渉の行き詰りを切り開く

ための可能性を高めるものと考えられている。難航している最近の米ソ中距離核戦力（INF）交渉が象徴しているように、軍縮交渉の実質的な進展を阻む要因の一つは、相互の信頼の欠如であり、相手の軍事力の評価の食い違いであり、自国の安全保障への危惧である。

それゆえ、国際平和・軍縮・安全保障に関する動向を反映して、次第にCBMの創設及び実施の必要性が痛感されるようになってきた。CBMの理念そのものは目新しいものでないとしても、国際関係において現代的な意義を持つようになったわけである。このような状況の下で、1981年、国連事務総長報告「信頼醸成措置の包括的研究」（以下、「研究報告」と略記）が作成された。<sup>4)</sup> これは、信頼醸成に関する様々な事柄を網羅した体系的な研究として、高い評価を受けている。

本稿は、「研究報告」の作成と関連を有する国際文書及び作成の経緯を概観し、ついで「研究報告」の内容を分析の形で紹介し、CBM問題を考察するための素材を提供しようとするものである。とはいえ、「研究報告」も指摘するようにCBMの概念やアプローチは未成熟なものであって、必ずしも明確なものとなっているわけではない。したがって、本稿の内容もCBMへの視点を確認するのみで、甚だ不徹底な段階に止まっており拙速の観を免れえないことを、予め断っておかなければならない。

## 2. CBMに関するアプローチ

軍縮や安全保障に寄せる各国の関心は、近年かつてない高まりをみせているが、同時にCBMへのアプローチも様々な機会を捕えて漸次行なわれるようになった。ここでは、CBMを取り扱いCBMの概念を発展させたと思われる国際文書の中から、特に顕著なものを概説し、事務総長報告の作成と前後もしくは並行する状況を検討してみたい。

### (1) 「全欧安保協力会議最終決定書」

1975年の全欧安保協力会議（CSCE）において発表された最終決定書は、CBMという用語の起源をなすものでもあるが、「信頼醸成措置及び安全保障・軍縮のある局面に関する文書」と題する節の中で、不確実性や誤解から生ずる軍事的競合の動機を間接的に緩和・削減するための要素として、CBMの具体的適用を参

加国に誓約させていた。その措置の主要な内容は、(1) 総計 25,000 人を越える重要な軍事演習の事前通告をすべての参加国に行なう、参加国の領土が欧州外に伸びている場合には他の参加国の国境から 250 キロ以内の軍事演習も通告の対象とする、通告は 21 日以前に行なわれ軍事演習の意図・参加国・兵力の型と数量・行動地域・予定期間に関する情報を含むものとする、(2) 自発的及び双締の基盤において軍事演習監視員を交換する、(3) 自発的意思により、25,000 人以下の軍事演習や重要な部隊の移動も事前通告できる、というものであった。その後、CBM の発展に実質的な成果を納めることができなかった 1977-78 年の第 1 回再検討会議（ベオグラード）に続いて、1980 年 11 月に召集された第 2 回再検討会議（マドリッド）は、1983 年 9 月最終文書を採択し、CSCE 参加国が最終決定書の精神を引き継ぎ欧州における信頼醸成過程を促進し強化することを再確認した。この最終文書によれば、1984 年 1 月から欧州軍縮会議が開催されることになっており、その会議の目的は「信頼と安全保障の強化及び軍縮の達成を効果的かつ具体的な行動を新たに段階的に起し、各国に、相互関係における武力の威嚇または武力の行使を抑制する義務を体現させるところにある」とされている。<sup>6)</sup> 同会議の第一段階は、相互の信頼醸成と安全保障の強化の措置の協議及び採択にあてられることになっており、CBM の実施方法及び適用範囲についての一層の発展が期待されるところである。

## (2) 「国連第 10 回特別総会最終文書」

ヘルシンキ宣言において提起された CBM へのアプローチは国連の枠組でも検討されるようになったが、その代表的な事例としては、1978 年の第 10 回特別総会（第 1 回軍縮特別総会）で採択された最終文書を挙げることができる。最終文書は、その第 19 項で軍縮措置の必要性を宣言する一方で、行動計画の一つとして CBM に言及し、第 91 項において「諸軍縮協定の締結と効果的な実施を促進し、また信頼を醸成するために、諸国はそうした諸協定の適当な検証規定を受諾すべきである」と明記すると共に、第 93 項では、軍縮過程の促進には国際の平和と安全を強化し諸国間の信頼を醸成するための措置がとられ、かつ政策が追求されることが必要であると述べている。<sup>7)</sup> 第 93 項はまた、そのための措置として、1) 事故、誤算、通信途絶によって行なわれる攻撃は、政府間のコミュニケーションの

改善のためのステップをとることにより、また特に緊張地域では、ホットラインの設置及び他の紛争の危険の軽減方法によって阻止されるべきこと、2) 諸国家は、軍縮の分野における現行の協定及び将来の努力のための軍事的探究及び発展についての可能な示唆を評価すべきこと、3) 事務総長は、軍備競争の経済的・社会的影響並びに世界の平和と安全保障に及ぼす極度に有害な影響に関する報告書を総会に定期的に提出すべきこと、といったやや具体的な提案を行なっている。

とはいえ、最終文書に示された措置の内容は、大まかなものであって、CBMが重要な位置を占めるようになったのは、第109項に従って開始された「包括的軍縮計画(CPD)」の作成過程においてであった。CPDは、軍縮目標の達成に必要なすべての措置を検討し、これを段階的に促進しようとするものであるが、ジュネーブの軍縮委員会(CD)が作成したCPD草案においては、「V. 諸措置と実施の諸段階」として、第1段階、中間段階、最終段階の「その他の措置」の中にCBMが採用されている。<sup>8)</sup>しかし、その後、このCPD草案が提出され審議された1982年の第12回特別総会(第2回軍縮特別総会)では、その最終報告書が「遺憾」であると指摘する通り、CPDの採択に至らずCPD草案はCDに差し戻すと決定したのみならず、CBMそのものについても進展はみられなかった。<sup>9)</sup>

### (3) その他の関連文書

周知のように、国連は軍縮や安全保障の問題について、各種の組織や機関を通して積極的に取り組み、その研究成果を示す卓越した文書を公刊している。これらの文書の中から、各々の研究領域におけるCBMとの関連性が直接的に言及され、国連総会において採択されたもののいくつかを提示しておくことは、CBMの概念を把握する意味で特に有益であろうと考えられる。

a) 「非核兵器地帯の包括的研究」—軍縮委員会会議の下で作成された1975年の「非核兵器地帯の包括的研究」は、第5章「検証及び管理」において、非核兵器地帯が効果的に機能することを保証するためには、すべての関係国が厳密にその義務を履行することを確保するための検証と管理システムが必要であって、地帯内の国家間及び地帯内国と地帯外国の関係における信頼は、この種の効果的検証制度によって作り出される、と述べている。<sup>10)</sup> 非核兵器地帯は、副次的な軍縮措置として、地帯内国の安全保障に貢献し核拡散の防止や全面・完全軍縮に向け

ての重要な一步をなすと考えられているものであるが、地帯設置の成否を左右する本質的要素の一つは、他の国際的軍縮交渉と同じく、合意される協定の履行確保手段として有効な検証制度の確立が可能であるかどうか、という点にある。そして、この報告書は、検証制度の確立が地帯創設の心理的基盤である相互信頼を醸成すると指摘して、CBMと非核兵器地帯との間に有機的な関連性を認めるのである。

b) 「核兵器の包括的研究」—1980年の第35回国連総会に提出された事務総長報告「核兵器の包括的研究」は、その第7章で、これまで核軍縮に関してなされた条約・協定・交渉を取り上げ、その中で、主として核兵器の分野で交渉された一連のCBMの協定を整理している。<sup>11)</sup> すなわち、この第484項の表7には、CBMについての戦略的協定及び条約として、米ソ・ホットライン協定(1963年6月20日発効)、米ソ核事故協定(1971年9月30日発効)、ABM条約(1972年10月3日発効)、米ソ核戦争防止協定(1973年6月22日発効)、英ソ核事故協定(1977年10月10日発効)など21件が列挙されている。これを見ると、軍縮過程の中で最も優先順位の高い核軍縮の分野についてはCBMに関してある程度の合意が形成されてきたことを物語っている。

c) 「地域軍縮の全局面に関する研究」—これは、1978年12月16日の総会決議33/91Eの要請により、事務総長が指名した地域軍縮政府専門家グループによって作成され、事務総長報告として1980年に総会に提出されたものであり、地域軍縮の可能性及びそれがグローバルな軍縮に及ぼす影響について検討した総合的研究である。本書は各所でCBMについて言及しており、軍縮の地域的アプローチに有用であると想定される措置を詳細に調査することに充てた第4章では、緊張緩和措置及びCBMを地域軍縮に貢献できるものとして特記している。<sup>12)</sup>

その要旨は、(1)緊張の原因は地域毎に異なっており信頼醸成の手段も多様性が認められる、(2)CBMには、熾烈な軍備増強がみられる地域、並びに相手国の意図についての不確実性及び事件についての誤解が戦争の危険を増大させ軍拡を激化させている地域に関係するもの、すべての地域に適用でき軍事活動の期間中の信頼醸成の目的を考慮し、かつ尊重するためのものがある、(3)軍事活動に関係するCBMとしては、軍事活動の規模や位置及びそこに投入される兵力の型

についての懸念を除去するための軍事演習及び移動の通告及び監視が考えられる、(4) 相互信頼を高めるためには、意思と能力についての相互の再保障に関して軍事事項の公開を可能とする C BM が考えられ、それには、たとえば、軍隊・武力・将来計画・軍事支出に関する情報の交換、監視についての相互のアクセスの保証が有益である、(5) 事故・誤信・誤解・誤算に起因する戦争の危険を減少させる措置は、直接的なアドホック協議会、臨時的または常設的協議委員会、ホットラインの設置などの取極の中に含ませることができる、(6) C BM の適用は、すべての関連国家が受容できかつ安全保障を低下させない原則を尊重しない限り、所期の目的を達成できない、となっている。

d) 「軍縮と開発の関係に関する研究」—第10回特別総会最終文書の第94—95項に従って軍縮と開発の関係を研究するために指名された政府専門家グループの手になるこの報告は、その第6章「要約・結論・勧告」の部分で、次のように明記する。<sup>13)</sup>

「各国政府が軍縮で解放される資源の民生用への転換—とくに開発途上諸国における緊急な経済、社会的必要に応ずるような転換を容易にするための準備、さらには望ましい場合には立案をも行うといった必要条件をととのえるよう勧告する……交渉中ないしは合意をみた軍縮措置に関連して、転換の準備を進めることは、国際的な信頼関係をそだてることにもなり得る。」

本書は、軍縮と開発の密接な関係を強調しながらも、開発と C BM の関係については手短かに記述するのみである。しかし、最近では、軍縮措置の遂行の結果放出される資源を開発に転用・転換することは C BM の経済的・社会的側面であって、地域の緊張と不信を減少させ理解と協力の基盤を築く信頼醸成過程となることが指摘されるようになってきている。ちなみに、「研究報告」では、南アメリカのアヤクチョ宣言 (the Declaration of Ayacucho) やラプラタ河流域条約 (the River Plate Basin Treaty) やアマゾン協力条約 (the Treaty of Amazon Co-operation) を地域的な信頼強化の努力の実例としており (第76—79項)、開発援助のための国連専門機関の役割もまた評価している (第152項)。<sup>14)</sup>

e) 「軍縮と国際安全保障の関係」—本書は、1978年の総会決議33/91 I に基づき事務総長によって指名された専門家グループが作成し、1981年の総会に提出



されたものであるが、特定の軍縮措置と国際安全保障の関係を取り扱う第5章において、両者に占めるCBMの意義に言及している。<sup>15)</sup> すなわち、CBMは、国際的及び各国の安全保障を確立し強化すること、緊張緩和の過程を深化させること、軍縮のためのより融和的雰囲気醸成を齎し出すこと、の三点において重要性を有すると認めている。また、これらの目的達成のためには、CBMは諸国間の全般的関係において、または関連地域内で、不安定性や信頼欠如を生み出す諸問題に直接取り組むべきであるとしている。たとえば、膨大な軍備の累積が不安定要因となっている欧州では、CBMは大規模な軍事行動や軍事演習に伴う懸念を減少させることに主として向けられていること、他の地域や諸国間では、相互信頼の強化のためにホットラインの設置、定期的な安全保障問題の協議、情報の交換、承認された国際行動規範の尊重の約束、現行の国境の相互承認、軍隊の撤退といった措置が必要であり、また特に核大国間では、事故、誤算もしくは通信不能による戦争の危険の減少のための措置が必要であること、が検討されている。CBMが軍縮や国際安全保障と密接な関連性を持つことは、「研究報告」の中でも随所で指摘されるところである。

### 3. 事務総長報告作成の経緯

前述したように、CBMの果たすべき役割が強調される中で、特に国連第10回特別総会最終文書第93項は、信頼醸成の措置及び政策の必要性を確認した。これを受けて、第33回総会は1978年12月16日決議33/91Bを採択し、CBMに考慮を払うよう加盟国に勧告するとともに、すべての国がCBMに関する自国の見解と経験を事務総長に通知するよう要請した。<sup>16)</sup> また、第34回総会は、1979年12月11日に決議34/87Bを採択し、CBMの研究のための条件を以下のように設定した。

「総会は……

1. すべての国が、各地域の特定の条件及び要求を考慮に入れることにより、特定の信頼醸成措置のための取極を検討し続けるべきであることを勧告し
2. 事務総長が受理した回答及び第34回総会でなされた関連声明を考慮に入れて、信頼醸成措置の包括的研究を行なうことを決定し
3. 事務総長が、公平かつ地理的基盤において自ら指名した資格ある政府専門家グループの援助の下で本研究を遂行し、それを第36回総会に提出するよう要請し

4. 事務総長が、政府専門家グループの作業についての経過報告を第35回総会に提出するよう要請し
5. まだ実施していない国家が、決議33/91B第2項に従って事務総長の要請に回答し、かつ事務総長を通じて自国の見解と経験を専門家グループに通報するよう懇請し、
6. 第35回総会の臨時議題に、「信頼醸成措置」と題する事項を入れることを決定した」

この決議34/87Bの決定に基づいて、政府専門家グループが事務総長によって指名され、<sup>17)</sup>CBMの研究に着手した。同グループは、1980年4月8日-11日(ジュネーブ)、7月29日-8月1日(ニューヨーク)、1981年5月26日-6月5日(ニューヨーク)、8月3日-14日(ジュネーブ)の会合において、事務総長への回答の中の各国政府の意見及び第34回、第35回総会で表明された見解に考察を加えつつ討議を行ない、「信頼醸成の包括的研究」と題する研究報告を全員一致で承認した。これは、直ちに、1981年8月14日付でワルトハイム事務総長宛てに上呈され、10月6日に事務総長報告として総会に提出され、第36回総会で採択されたものである。<sup>18)</sup>

この「研究報告」は、9章、175項(パラグラフ)で構成されているが、次に本書の内容を分析してみよう(要旨の紹介という形式をとる)。<sup>19)</sup>

#### 4. 事務総長報告の内容

〈第1章 序論〉—この部分では、CBMの研究に至った経緯と以下の8つの章において考察されることの概要を述べた後、現在の国際情勢を検討し、さらに危機に瀕した状況すなわち不信の結果及び源泉並びに信頼の欠如を念頭に置きながら、国際的な信頼は専ら軍事的信頼の促進、いわば軍事的分野の措置だけでは獲得されえないことを認めると共に、事務総長の調査に回答した国の多くが、軍事的性格を有するCBMの重要性を、特に軍事的要因が優先する地域において、強調していることに鑑み、軍事的側面も重要視するとしている〔15〕。

〈第2章 一般的考察〉—様々な地域的狀況を評価すれば、信頼醸成が進行中の過程にある状況、今のところ相対的に信頼が存在しないかほとんど存在していない状況、軍備の堆積に伴う、また戦備により特徴づけられる対決的關係が信頼醸成過程の開始のための緊急措置を必要としている状況、が展開されていることが判明する〔17〕。このことは、不信の原因が、地域毎にまた同一地域内

でさえも異なっており、複雑な歴史的経験及び地理的・戦略的・政治的・経済的・社会的・その他の要素に源泉を有し、さらに追加的な心理的構成要素を成す脅威の認識にも関連しているからである〔18〕。

信頼は、過去の経験、現在の認識及び将来の予測に基礎づけられかつ多くの要素によって影響される動的過程の結果であって〔19〕、安全保障と同様、軍事的たると非軍事的たるとを問わず多くの要因の結果である〔22〕。したがって、各国政府の見解や提案の大部分は、安全保障に高い優先順位が置かれている実情を反映して軍事的関心に関連しているが、国連は本研究の成果に基づいて信頼醸成の非軍事的アプローチにもより細心の注意を払うことができる〔23〕。

〈第3章 CBMの概念〉——CBMの概念を明確にするために、機能的アプローチを採用し、CBMによって達成されるべき目的の決定、CBMの特徴の推論、信頼醸成過程の導入・強化のための機会を検討する〔24〕。

#### A. 目的

CBMの最終目的は、国際の平和と安全を強化し、かつ信頼、理解及びより安定した国家関係の発展に貢献することであって、換言すれば、CBMの目標は、不信・恐怖・緊張・敵対の原因を減じ、場合によっては撤廃してしまうことに貢献することであり、既に信頼が存在する所では信頼を一層強化することである〔25〕。信頼醸成は、軍備管理及び軍縮交渉の過程を検証を含めて促進すべきであり、国際紛争の解決や諸国の安全保障の強化を促進すべきである〔26〕。CBMは、国際関係における合理性と安定性を増加させ、国連憲章に所定の武力の行使または武力の行使の威嚇の禁止に貢献し、競争的な軍備増強の衝動を減少させ軍事的要素の重要性が低減もしくは除去されるような政治的・心理的雰囲気盛り上げることに役立ち、ひいては軍縮交渉の著しい進展をもたらす〔27〕。

したがって、CBMの重要な目的は、軍事活動及び相互安全保障に関する他の事項についての正確で信頼に足る相互の評価を達成するために、恐怖や臆測の要素を減じることであるといえる〔29〕。CBMは、また、軍備管理及び軍縮協定の不可分の部分である検証を促進することができる〔30〕。CBMとしては、奇襲攻撃のような軍事的力の行使の政治決定を抑制する機能を持った措置であるとか〔34〕、各国の軍事的選択の可能性を相互抑制し攻撃意図の不存在を信頼させ、

かつ軍事的脆弱性の感情を和げるような措置が考えられるが〔 35 〕。軍事的可能性を直接的に制限し削減する措置を代替するものではない。CBMを軍縮措置の代用品と曲解することは、CBM固有の実際的可能性を過大評価するだけでなく、CBMが軍備管理や軍縮の真の進展を回避するための、場合によっては、継続的な軍備増強を合法化するための口実として使用される危険を冒すことになる〔 36 〕。

## B. 特徴

信頼の基盤の確立及び拡大は、適切な政策及び国際的誓約の枠組みの中で段階的にとられる具体的措置によってはじめて実現されうる。信頼の醸成は、本質的には、各々の以前に完遂された措置が次の措置の基盤を形成し信頼を漸進的かつ累積的に堅固にし強化していくという過程であるので、各国が、各段階において達成される成果を測定し評価できなければならない。このことは、単なる意図の宣言、一般原則の復唱または行動の約束だけでは脅威や猜疑についての認識を転換させることはできず、検討され評価されることのできる具体的行動のみが信頼を作り出すということを意味する〔 39 〕。

それゆえ、CBMの主要な特徴の第一は、普遍的に承認された原則を、具体的に特定のまた検証可能な措置の適用によって実行に移すことであって、信頼醸成に際しての具体的措置の実効性は、当該状況における脅威の認識または信頼の要求に適合していればいる程増加する〔 40 〕。CBMの第二の特徴は、信頼醸成過程に欠かすことのできない国家誓約の重大性・確実性・信頼性は、信頼醸成の措置及び政策の継続的、規則的及び完全な実施によってのみ実証されうることである〔 41 〕。そのためには、確立されるCBMの媒介変数（パラメーター）をできるだけ正確かつ明白に定義する必要がある〔 42 〕。それに失敗すれば公平と均衡を混乱させることになって諸国の安全を危険に晒しかねない〔 43 〕。また、CBMの主要な特徴としての国際関係の合理性と安定性は、誤解の原因となりまた急変しやすい主観的要因が究極的に客観的要素に取って代わられることにより、換言すれば臆測が知識に置き換えられれば、大いに高められるであろう〔 44 〕。

## C. 機会

CBMの最終目標は、正に信頼それ自体にあって国家の安全保障の強化に貢献することであるが、その達成にあたっては信頼醸成過程の開始に前提条件を置くべきではない。他方で、良好な関係にある諸国間に現存するCBMは、相互の理解と信頼をより一層改善するために強化され統合されることが必要である〔47〕。CBMの導入・発展の機会がみられる特定の状況については、以下のように考える。しかし、それは排他的なものとして解されてはならず、国家はいかなる状況においてもCBMの概念をふんだんに利用するよう努力すべきであって、適当なCBMを開始する機会を検討すべきである〔48〕。

第一の機会とは、国際紛争の防止及び抑制に向けられる共同の努力と同時に存在する。その主要な必要条件は、紛争当事者間のコミュニケーションと接触がいかなる場合も中断されずに改善されることである。紛争当事者の政治的軍事的行動についての予測能力を向上させることにより、CBMは緊急な危機の危険を減少させ、紛争を管理可能な範囲にとどまらせ、紛争が疑念や誤解の結果として拡大されないことを確保する〔49〕。第二の機会とは、ある地域への平和維持軍の導入の時点で生ずる。平和維持軍に関する取極の多くは、真の意味でのCBMであって、平和維持協定がCBMによって補完されることがあれば有益である〔50〕。第三の機会とは、諸国間の敵対行為の停止から生じ、敵対行為を終結させる取極は既に、信頼醸成のある種の段階にあることを意味する〔51〕。第四に、軍備制限及び削減に関する交渉は、CBMの設置について好都合な機会を提供する。その例は、中部欧州兵力相互削減・軍備・関連措置に関するウィーン交渉の枠組における関連措置(associated measures)である〔52〕。第五の機会とは、既存の軍備制限取極の再検討会議であって、CBMの発展による取極の強化という機会がもたらされる〔53〕。第六の機会とは、国家関係における様々な分野の協力を約束する国家間取極から生じる。CSCE最終決定書におけるCBMがその好例である〔54〕。以上述べたCBM設置のための機会は、相互排他的でも徹底的でもなく、地域の状況に対応して別のカテゴリーの機会も存在しうる〔59〕。

〈第4章 CBMの展開〉——本章では、CBMの展開について論じ、活発に考慮されているか既に合意に達したものとして、前述したA)第10回特別総会最終文書、B)CSCE最終決定書、C)中部欧州兵力削減ウィーン交渉、以外にも

D) 様々な大陸で進行中の信頼醸成過程, E) 二国間協定における C B M, が取り上げられている。

D 様々な大陸での信頼醸成過程—— 第一に, 米州体制の諸条約はアメリカ諸国間の信頼醸成を目的とする多数の規定を含んでいる。1948年の米州機構(OAS)憲章 — 1967年のブエノスアイレス議定書で修正 — 第3条C項は, 誠実が諸国間の関係を支配することを宣言し, 第23条は, アメリカ諸国間に発生するすべての国際紛争がこの憲章所定の平和的手続によって処理されると規定し, 紛争の場合には外相協議会議が召集されることになっている(59-63条)〔73〕。平和的解決に関する米州条約(1948年のボゴダ条約)は, 米州調査・調停委員会に関する規定を含み, アメリカ諸国間の信頼醸成を目的の一つとしている〔74〕。また信頼醸成に有効な多国間文書の例はラテンアメリカ核兵器禁止条約(トラテロコ条約)であって, 非核兵器地帯を最初に創設したものである〔75〕。第二に, 南米という地域レベルにおいても信頼醸成過程が展開されている。1974年のアヤクチョ宣言では, アルゼンチンなど8ヶ国が, 平和共存に影響を及ぼすいかなる状況下でも外務大臣を通して行動することに合意し, また攻撃目的を持つ兵器の取得を停止すると約束しており, この約束の履行は真正な C B Mであり地域的信頼強化の努力とみなすことができる〔76〕。同様の効果を有するものの例として, 1980年のリオバンバ行動憲章, 1979年のカルタゼナ指令があるし〔77〕, 1969年のラプラタ河流域条約〔78〕, 1978年のアマゾン協力条約もやはり信頼醸成を目的としている〔79〕。

第三に, アフリカ統一機構(OAU)の枠組及びアフリカ諸国間で展開されている信頼醸成過程がみられる。アフリカ14ヶ国によって決定された1964年のルサカ宣言は, 同大陸の問題を相互信頼を基盤として解決しようとするものであり, OAUの枠組において仲介・調停・仲裁委員会が設置されている。また, 国家間では, 西アフリカ経済委員会(ECOWAS), セネガルとガンビアの間で設置されたセネガンビア常設事務局がある〔80〕。ザイールとアンゴラの国交回復過程で信頼醸成活動が顕著な役割を果たしており, 1978年の国交正常化管理委員会設置協定及び外交関係樹立共同コミュニケ, 1979年のゲリラ活動規制協定が C B Mとして指摘できる〔81〕。さらに, 1980年のガンビア・リベリア国家首脳会議共同コミュニ

けのように、近隣諸国向けの破壊活動の基地となることを防止することによって、特定のCBMを確立する努力が進展している〔82〕。第四に、アジア諸国間でも信頼醸成過程が拡大され特定化されていく徴候がみられる。具体的な展開として東南アジア諸国連合（ASEAN）の活動があり、この枠組内に設置された各種の委員会及びASEAN諸国外相定期会議は信頼醸成過程の一部であると言えるし、東南アジア平和・自由・中立地帯創設の動きもみられるところである。また、関連国の間で考慮中のものとして、信頼醸成の要素に関する地域内の計画であるインド洋平和地帯の創設の件がある〔83〕。加えて、ASEAN諸国が他の太平洋地域諸国（日本など）や欧州共同体（EC）加盟国との密接な協力関係を樹立・増大させる努力を開始しており、ASEAN外相会議の年次拡大フォーラムへこれらの諸国を招待する試みがなされている。1980年のクアランブルにおけるASEAN諸国・EC諸国外相共同宣言は、地域レベルを越えた信頼醸成過程及び世界の遠距離に位置する諸国間の相互理解を導びくものと思われる〔84〕。

#### E 二国間協定におけるCBM

米ソ両国間の信頼を醸成させる目的で1950年代の中盤から広範な努力がなされてきた。この中で、具体的なCBMの決定が成功した最初のものは、1963年のモスクワ・ワシントン間の直接連絡回線（ホットライン）設置協定である。次いで両国間に、1971年のホットライン近代化協定及び核事故協定、1972年の公海上及び公海上空における事故防止に関する協定、が締結された〔87〕。また、戦略兵器制限協定（1972年のSALTI：1979年のSALTII）は、CBMと考えられる一連の追加的・二国間措置を要求しており、この措置には、ある種の偵察活動の防害の禁止、当事国の国家領域を越えて計画されるミサイル発射の通告、条約の履行確保のための常設協議委員会の設置、が含まれている〔88〕。

〈第5章 原則〉——CBMの目的は、国連憲章、1970年に総会決議2625（XV）として採択された「国連憲章にのっとりた国家間の友好関係と協力に関する国際法諸原則についての宣言」及びその他の文書に述べられた原則の尊重を高揚させることである〔89〕。このことは、第一に、国家がこれらの原則に照して、所与の信頼醸成過程において提案されたCBMを評価できるということ、第二に、各々の特定措置の実施は、それゆえ、現行の国際法の一般原則を具体的行

動に移すために有益であって、またそれにより原則の有効性が高められる、という二重のことを意味している。この点に関しての最も重要な原則は、 a) 憲章第2条4項の武力行使の制限、 b) 紛争の平和的解決、 c) 国内問題不干涉、 d) 国際問題の解決と人権の尊重の促進についての諸国間の協力、 e) 人民の同権と自決、 f) 主権平等、主権固有の権利の尊重、 g) 国際法上の義務の誠実な履行である〔90〕。また、第10回特別総会最終文書に表明されている原則（第25項以下）も、CBMの導入と実施に決定的関係を有している〔91〕。

しかし、これらの原則とCBMの関係を明確にするためには、CBMの範囲と性質を現実的に把握する必要がある。CBMは、政治的風潮を改善し安保と協力に関する一層充実した取極を促進するための重要な手段ではあるが、CBMの概念の限界を見落すことは幻覚的で非生産的な結果に終らせるだけである。CBMの概念は、国際的な平和・安全保障・協力の他の局面を補完し強化することができるとはいえ、決してそれらの代替品になることはできないのである〔92〕。

CBMと国際法の関係の一般的分析にあたっては、CBMが緊張緩和や安全保障のための特定措置であり軍縮や軍備管理を補完する措置であると認識されるに至ったのは、ごく最近のことであるという事実を考慮に入れる必要がある。CBMそれ自体に適用される国際公法規則のいかなる特定のものも存在しない。しかし、国際法の現行規則がCBMの設置と実施に適用されうということも、また明白である。CBMは、それが法的拘束力のある義務を確立させようとする国家の間で決定されるならば、当事者間の国際条約法となる〔93〕。国家は、法的拘束力のある条約としての誓約を確立する意思がない場合には、あまり義務的でない性質のCBMを決定することもできる。それは、望ましい行動についての政治的拘束力のある誓約または勧告の形をとることになる〔94〕。また、一方的措置も、それに拘束される旨宣言した国家について、国際法的義務を確立することができる〔95〕。政治的誓約を含めた法的拘束力のない措置は、信頼醸成過程において重要なものであるので、この措置の実施は国家の行動の面で信頼を作り出すことになるのである〔96〕。したがって、法的拘束力のないCBMといえども、国際的に受諾されうる行動綱領を規定することによって、国際法の目的を擁護することができる〔97〕。政治的に拘束力のある措置が継続的かつ



規則的に適用され、相当の期間にわたって実施されれば、これに則って行動することだけが合法的とみなされるといふ当事国の確信を確立する慣行を生み出し、慣習国際法の下での義務の発達を導びくことになる。このような方法で、信頼醸成過程は、国際法の新しい規範の形成に漸進的に貢献できるわけである〔98〕。

## 〈第6章 アプローチ〉——

### A 地域的な、地域間的な、国際的な、グローバルな（アプローチ）

信頼醸成についての地域的アプローチは望ましくもまた可能なものでもあるが、安全保障や軍縮の状況での「地域」が一般的にまた前もって定義することのできない柔軟性のある観念であると同様、何が特定のCBMに適当な地域にあたるかを決定することは、結局、関連国家のイニシアティブ及び想定される措置の性質にかかっている〔102〕。そして、地域内国が自国にかかわる安全保障上の危険を減少させるのに適切かつ適当なCBMの性質、範囲、地域とは何かを決定する基準は、特定の安全保障条件の評価及びそれに関連する認識によって、提供される〔106〕、たとえば、国家が奇襲攻撃に特に関心を抱いておれば追加的な警戒時期に備える措置が最も関連を有するし、特に不安定化要因としてコミュニケーションの欠如が痛感されている場合には、コミュニケーション手段の改善が、とりわけ危機に際して、最も望ましいものになる〔107〕。同様に、措置の範囲は、信頼醸成過程に参加するすべての国の平等の権利・義務を基礎として、当該地域の特定の条件と要求に適合される必要があり、それによって、ある種の範囲の軍事活動の通報だけに限定すべきなのか、CBMの適用領域はどこまでなのか、などが決定されるのである〔108〕。また、何が適当なCBMたりうるかは、地域的な安全保障の状況の分析に依拠する結果、たとえば、重武装の国家が対峙し高度の緊張や不信が存在する地域では、極めて控え目なCBMの開始のみが段階的発展のための現実的な希望を提供するし、強力な軍事的・政治的不和が存在しないという特徴をもった地域では、諸国は早い段階でより野心的な抑制に合意しうるし、またそれによって信頼醸成過程を促進することができる〔109〕。

しかしながら、地域的アプローチの重要性を強調することは、信頼が地域化または区分化されうるということの意味しない。信頼醸成過程は普遍的な作業であって、世界の一地域における信頼の喪失は国際の平和と安全をグローバルに脅す危

険を招きかねないし、また反対に、一地域のCBMの成功はグローバルな安全保障を高めることになる〔111〕。様々な地域間の、及び地域とグローバルレベルでの相互作用に留意すれば、地域的なCBMを決定する際には地域内国は地域外国が抱く安全保障上の関心を考慮に入れる必要があり、逆に、地域外国は地域内国によって決定されるCBMの実施に協力すべきである〔112〕。

## B 実施方法

信頼は、具体的で検証可能な行動の十分かつ不変の精励と信頼すべき政策の継続的な追求とによって作り出される長期的な醸成過程の結果である〔115〕。したがって、CBMの最初の段階では、過度に野心的な計画は避けられるべきであり、一つのステップの成功が次のステップを正当化するという、忍耐強い一步一步の進展が必要とされる〔117〕。

漸進的な信頼の醸成では、拘束力のない措置からより拘束力のある措置への進展というのが一般的な原則であって、この進展は諸々の形態をとることができる。その一つの可能性は、当事者間に交換される情報の質と量を高めることである。たとえば、監視員が軍事演習を正当に評価できれば、情報の持つ軍事的価値は高度なものとなるであろう〔121〕。もう一つの可能性は、現行のCBMの適用範囲・地域を拡大することであって、たとえば、限定された地域での大規模軍事活動の通告の誓約が、より広い地域内のすべての軍事的動向を含むよう拡大されるならば、CBMの価値は大いに高められるであろう。さらに、信頼醸成過程の信頼度や信用度を高めるための重要な質的ステップは、CBMの実施に関する誓約の程度を強化することである。自発的措置をできるだけ政治的拘束力のある規定に次第に発展させるべきであり、また、それを法的に拘束力のある義務へと変化させるべきである〔123〕。

〈第7章 信頼醸成に貢献する措置の例示的リスト〉——本研究において一般的方法で展開された概念や理念の実際の適用を例示するために、CBMの適用分野を確認し、以下のリストを作成した。しかし、それはあくまでも例示的列挙にすぎないものと理解されるべきである〔127〕。

### A 軍事的・安全保障的局面に重点を置くCBM〔128〕

#### a) 軍事的性質を有する情報及びコミュニケーション

i) 軍事活動及び他の相互安全保障関連事項に関する情報の公開及び交換

ii) 軍備管理・軍縮事項に関する情報の公開及び交換

b) 軍事支出

たとえば、無条件のまたは一定比率を条件として相互に合意された基盤による軍事予算の段階的削減

c) 軍事活動の事前通告

i) 合意された基準による大規模軍事演習の事前通告

ii) 任意的基盤による他の軍事演習の事前通告

iii) 大規模な軍事行動の事前通告

d) 交換と視察

i) 軍事演習に関する軍事監視員の招待

ii) 軍事視察団の交換

iii) 他国の軍事要員のための軍学校奨学金の支給

e) 協議 軍備管理・軍縮協定の実施を促進するための協議機関の設置

f) 軍事行動 既設の手續に従った、演習の如き特定の軍事活動及び特定化された行動の範囲及び程度に関する情報の提供

g) 軍事的緊急緩和

i) 特に重大な対決が存在する状況における、現在の軍事的緊張の緩和に資する措置

ii) 非核兵器国の安全保障強化の措置

h) 抑制

i) ある種の軍事活動の制限または排除

ii) 関係国が自由に到達する取極を基盤とした非核兵器地帯、非軍事化地帯、平和・協力地帯の創設

i) 検証 CBM及び軍事管理・軍縮協定の不可欠の部分である検証手續の永続的かつ発展的な精巧化

j) 危機管理

i) ホットラインの設置を含む、コミュニケーションの改善並びに誤解の低減及び紛争の抑制のための手續の設置

ii) 武力の撤退及び引離し

iii) 監視所の設置の如き平和維持措置

k) 紛争の解決 緊張の緩和と紛争の解決に資する措置

**B コンセンサスが得られなかった特定のCBM**

このほか、安全保障問題に関する情報の拡大・コミュニケーションの拡大・理解の促進、など6つの措置が提案され〔129〕、また、欧州での特定のCBMの改善が示唆されたが、〔132〕が、専門家グループの間で全面的な合意には達しなかった。

**C 大部分が政治的・経済的・社会的問題に関係する政策及び措置**

これらについて、専門家グループは深い研究・考察を行わず、事務総長に回答された各国政府の提案を以下のリストにして示すにとどめる〔136〕。

- a) 国連憲章第51条に則った個別的及び集団的自衛についての国家の固有の権利を顧慮した、あらゆる国家の主権・独立・領土保全の尊重並びに国内問題への不介入及び不干渉
- b) 侵略及び植民地主義の政策の終結
- c) 現行の国際文書に則った人権と基本的自由の尊重
- d) C BMの永続的な考察と促進のための、国連及び他の適当なフォーラムの活用
- e) 経済的・社会的開発のための国際的協力及び統合を含む新国際経済秩序の創設
- f) 天然資源に対する国家主権の尊重
- g) 特に広範な地域での共同経済開発プロジェクトの着手
- h) 協力と統合のためのプロジェクトに関する二国間もしくは地域的な協定の作成
- i) 開発及び人道的性質の分野での共同プロジェクトにおける資格者及び資源の利用（天災の場合に役立つ）

## 〈第8章 国連の役割〉——

### A 国連と信頼醸成

国連憲章の第1, 11, 26, 47条で述べられている国連の目的及び任務は、かなりの程度までC BMの全体的目的と同一であるか、C BMと密接に関連している〔139〕。専門家グループの見解では、国連はC BMに関する協定の確認及び促進並びに履行について果すべき重要な役割を有する〔140〕。国連は、加盟国がC BMを考慮しかつ交渉に入るよう奨励できるし、交渉が成功裏に行なわれるような政治的雰囲気確立を助長できる。また、C BMは、その性質上、特に軍縮委員会が作成中であるCPDの実施の最初の段階で主要な役割を果たす〔142〕。さらに、第二次軍縮の10年においても、その1980年代宣言（決議35/46）が述べているように、優先順位の高い役割を有している〔143〕。

### B 国連機関

国連のすべての機関(organ, body)は、信頼醸成過程の促進に参加すべきであり、特に、総会と安全保障理事会は、国家に対しC BMを決定し適用するよう示唆し要請することを含む決定と勧告を採択することによって、信頼醸成過程を促進することができる。総会と安全保障理事会は、とりわけ一定期間適用されたある種のC BMの評価を勧告し、また、そのような評価を基礎にして、C BMの継続、修正、もしくは地域的措置の場合には、他の地域への拡大を助言できる〔145〕。

安全保障理事会は、国際の平和と安全に直接の関係を有する C BM に主要な責任があり、その活動の一部に調停のイニシアティブの促進を、万一武力紛争が発生した場合には、武力紛争の停止のための取極の促進を含ませることができる。国連の平和維持オペレーション、平和維持軍、監視員及び調停者の導入は、信頼を増大させるためにとられた措置の好例である〔146〕。

総会は、また、政治的・法的・経済的・社会的分野において適用される C BM をその活動の中に含ませることになる〔147〕。軍縮問題及び関連する国際安全保障問題を扱う機関である総会の第一委員会と総会の補助機関である軍縮委員会（DC）は、安全保障問題に直接の関係を有する C BM を取り扱う特別の資格がある〔149〕。さらに、軍縮（交渉）委員会（CD）は、交渉中の軍縮及び軍備管理に関係し、またはそれに関する協定に含まれる C BM を確認し交渉することが当然の任務となる〔150〕。事務総長は、その主要な責任の範囲内で、信頼醸成の分野での国連の種々の機関の活動を調整し、憲章第99条に則って行動する場合は、現存する緊張を緩和し新しい緊張の出現を抑止するに相当と思われる C BM を支援することにより、危機の進展または悪化を防止することができる〔151〕。

### C 専門機関

国連の専門機関は、各自の活動分野において信頼醸成過程に貢献できる。特に国連は、国家開発に対する援助計画の中で、専門機関を通じて政治的・経済的・社会的的不平等を是正し、現存する緊張と不信を減少させ、地域の理解と協力のための基盤を創設することができる〔152〕。

### D その他の活動

国連のすべての機関・機構が本来の任務遂行することによって、多くの方法で諸国間の信頼を強化することに貢献できる〔154〕。しかしながら、国連のこの重要な活動は、信頼醸成の分野における他の活動、すなわち、二国間、地域的または多国間のレベルで行なわれる C BM の交渉を補完するにすぎないことも確かである〔155〕。

〈第9章 結論と勧告〉——本章においては、まず「結論」の部分で、信頼醸成と軍縮交渉の促進に向けられる措置が、国際情勢の悪化に伴い未曾有の緊急性を持つようになっていると述べた後、第2章から第8章に至る論旨を再確認する。

ついで、専門家グループは「勧告」の部分で、以下のような総括と提言を行なう。

(1) 本研究の主要な機能は、グローバルな状況においてCBMの概念を明確にし発展させること、CBMを導入し実施する意思のある各国政府に対しガイドラインと助言を与えること、信頼醸成過程の発展と促進が国際の平和と安全の維持のために重要性を持っていることを人民に認識させることを促進すること、であるが、それはまた、CBMに向けた国連の努力の第一歩にすぎないということも認めざるをえない〔171〕。

(2) 国連及びその加盟国は、CBMをより一層探究するというあらゆる努力を促進し援助すべきであって、この努力の重要目的は、本研究よりも詳細でかつ様々な地域にわたる信頼醸成の可能性の分析を達成すること、軍事的分野におけるCBMを拡大・強化すること、信頼醸成の非軍事的局面に一層の注意を払うことによりアプローチを拡大すること、に置かれるべきである〔172〕。

(3) 国連の様々な機関、政府機関、学識機関及び世論が、平和と安全の強化及びCBMと関連する軍縮措置の促進のための多大な可能性について、社会の認識を作り出し強化することに貢献すべきであると勧告する〔173〕。

(4) 相互信頼の強化を誓約した国家は、CBMの導入を特に導びくものとして本研究で確認された「機会」から、多くのことを学ぶことができる。諸国は、政治的宣言を含む共同了解の中に、適当ならば、CBMについての言及または協定を入れることを考慮すべきであると勧告する。特定のCBMを発展させ交渉する際に、諸国は第7章に提示した例示的リストを考慮に入れることができる〔174〕。

(5) 諸国は、信頼醸成過程が強固に確立されている場合でも、現行のCBMを改善し拡大する、並びに追加的CBMを発展させ堅固なCBMのネットワークを創設する、といった可能性を探究するための継続的で体系的な努力を適当なフォーラムや機関の枠組内で試みるべきである〔175〕。

## 5. おわりに

以上、本稿では、事務総長の「研究報告」の紹介に大半を割き、それを手掛りにCBMの概念の全体像を浮き彫りにしようと試みた。CBMの概念の特徴や意

義については、「研究報告」がほとんど指摘し尽していると思われるが、最後に次の4点を改めて強調しておきたい。

第一に、CBMの緊急性ということである。現在の国際情勢の不気味な徴候は世界大戦前夜の様相を呈しているといわれているが、こうした事態は一刻も早く好転されなければならない。大韓航空機撃墜事件や米国グレナダ侵攻事件といった最近の一連の衝撃的な事件の深層には、根強い軍事的緊張と相互不信があることがうかがえる。紛争の発生や拡大の未然の防止、紛争の平和的解決のためには、国家間の相互不信の除去は不可決のことであって、その意味で、CBMの創設と実施が今日ほど緊急性をもって待望される時はないのである。

第二に、CBMと軍縮と安全保障の三者の間には、相互関連性、相互依存性があるということである。信頼が醸成されておらず、したがって友好関係が樹立されていない状況においては、各国は自国の安全保障を軍備増強のような好ましくない手段によって保証しようとする傾向が強くなり、軍備の拡大はまた相互の不信感を増幅させることになり、際限のない悪循環が展開されることになる。これにはどこかで歯止めがかけられなくてはならないが、軍縮の具体的措置の進展は相互の安全保障の低下を前提条件としないかぎり期待すべくもなく、また安全保障は相互信頼の雰囲気や基盤としないかぎり効果を高めることはできない。したがって、三者の密接不可分の相互関連性を鑑みることなく、そのいずれかに重点を置くだけでは、国際社会の安定化に対する現実的なアプローチとはいえないであろう。CBMの導入及び実施は、それ自体に意味があるのではなく、あくまでも軍縮の促進や安全保障の強化に貢献するためのものであって、また反対に、軍縮措置の誠実な履行や安全保障状況の改善はCBMの創設を容易にし意義を高めるであろう、という点に留意すべきである。

第三に、CBMのアプローチにはかなりの多様性があるということである。「研究報告」の例挙するリスト以外にも、当該地域の実情に即した性質と範囲を有する適当な措置を考慮すべきであり、措置の組み合わせや措置導入の決定主体についてもまた、多様な選択の可能性が残されているというべきである。信頼醸成には、軍事的分野のみならず、政治的・経済的・社会的といったあらゆる分野からのアプローチが必要である。経済協力や人的・文化的交流の促進は、諸国が相互依存

の関係にあることを認識させ相互の理解を深めることに役立つであろう。また、CBMの過程では、政治的・外交的な公的レベルでの取り組みのほか、市民レベルでの努力も一定の役割を果たすことができよう。

第四に、CBMの評価には相対性があるということである。CBMとしての措置及び政策が効果的に機能するか否かは、結局のところ、関係国が導入され実施されるCBMをどのように評価するかにかかっている。不信の原因を取り除き脅威の認識を低下させるといっても、それは、つまるところ、関係国が当該CBMを正当にまた正確に評価できなければ、意義は半減するし、それどころか軍備増強や軍縮交渉決裂の口実として使用されかねない。CBMの内容が主観的要因から客観的要因に比重を高められたとしても、評価をめぐる心理的要素は多分に存続するであろう。したがって、相互信頼を高めるためには、国際社会を規律する国際法原則の尊重、履行確保のための検証措置への合意、意思疎通のための情報や事実の公開、などによって自国の真意を認識させる努力が不可欠である。

ともあれ、CBMをめぐる議論は、前述した重要な国際文書以外にも、様々な機会をとらえて活発化しているところである。たとえば、「パルメ委員会報告書」は、共通の安全保障に要する軍備制限及び軍縮の実質的進展を計るための勧告として、国家間の信頼醸成の必要性を繰り返し強調している。<sup>20)</sup> また、北東アジア、特に朝鮮半島の「平和地域」構想の一環として、CBMが軍縮の準備的措置たりうる事が力説されている。<sup>21)</sup> さらに、平和のための政策の一つとして、国際システムにおける正確な情報の提供のために、「国連諜報組織 (Spying Organization)」ないし「国連報道組織 (Intelligence Organization)」すら提唱されている。<sup>22)</sup> わが国について言えば、国連の役割強化との関係でCBMの重要性を訴えることは日本の国連外交の基本方針となっており、たとえば、第2回軍縮特別総会でわが国は、軍縮の具体的進展に必要な国際的信頼関係を醸成するために、国連がその平和維持機能の強化の方途につき速やかに研究を推進するよう提案し、その際にはこの「研究報告」を勘案することが有益であるとの見解を表明している。<sup>23)</sup>

CBMの問題は、軍縮や安全保障といった国際関係の重要な問題に比較すれば、副次的で生温いステップであるかの印象を与えるかもしれない。しかし、現在の状況では、各国は安全保障政策や軍縮措置についてさえも模索している段階に



止まっているのが実情であって、CBMの果すべき役割や機能は、今後ますます重要性を高めていくであろうと思われる。以上のような次第で、CBMに関し示唆に富むこの事務総長の「研究報告」を足場にして、CBM研究を深め、また現実の国際関係においてCBMが大幅に実施されるための努力を結集することは、国際の平和と安全保障に多くの貢献をなすと考えられる。

## 註

- 1) 朝日新聞、昭和58年11月3日付。
- 2) この点に関して、たとえば、Richard N. Lebow, *Between Peace and War: The Nature of International Crisis* (The Johns Hopkins U.P., 1981) 特に第6章が示唆に富んでいる。
- 3) キューバ危機の際の信頼醸成の問題については、たとえば、Abram Chayes, *The Cuban Missile Crisis: International Crisis and the Role of Law* (Oxford U.P., 1974) を参照。
- 4) *Comprehensive Study on Confidence-building Measures, Report of the Secretary-General*, A/36/474.
- 5) The Final Act of the Conference on Security and Co-operation in Europe, いわゆるヘルシンキ宣言(1975年8月)。詳細については、SIPRI, *Armaments and Disarmament in Nuclear Age* (1976) 服部 学訳 (時事通信社) pp.260-264.
- 6) 井口智彦「全欧安保再検討会議の理想と現実」世界週報, 1983年10月4日号, pp. 12-18. 参照。
- 7) The Final Document of SSD I, A/res/S-10/2. Para. 19, 91, 93.
- 8) *Special Report of the Committee on Disarmament, General Assembly, Official Records: Twelfth Special Session, Supplement No. 2. A/s-12/2. pp.93-94, 103, 106.* なお、森 利一「包括的軍縮計画草案の現況」広島平和科学5 (1982) pp. 31-55を参照。
- 9) The Concluding Document of SSD II. A/Res/S-12/24, Para. 62-63.
- 10) *Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-Free Zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament, A/10027/Add.1, p.43.* なお、この点につき、拙稿「現代軍縮国際法における非核兵器地帯構想の再検討」広島平和科学5, pp. 76-79, を参照。
- 11) *General and Complete Disarmament, Comprehensive Study on Nuclear Weapons, Report of the Secretary-General, A/35/392, Para. 484. pp.147-148.* 服部 学監訳, 国連事務総長報告「核兵器の包括的研究」(連合出版)1982年p. 169.

- 12) *Study on All the Aspects of Regional Disarmament, Report of the Secretary-General*, A/35/416, Para 216-225, pp. 51-53.
- 13) *Study on the Relationship between Disarmament and Development*, A/36/356, Para. 426. なお、訳文は世界週報 1982 年 1 月 12 日号 pp. 88-89 によった。
- 14) A/36/474. op. cit., pp. 18-19, 38.
- 15) *Relationship between Disarmament and International Security*, A/36/597, Para. 176-182, p. 37.
- 16) この回答は30ヶ国から寄せられ総会に伝達された。A /34/416 及び Add.1-3 並びに A/35/397.
- 17) 専門家グループは、議長の Gerhard Pfeiffer (ドイツ連邦共和国大使) ら16人から構成され、わが国からは太田述正氏(防衛庁)が指名されている。
- 18) *The United Nations DISARMAMENT YEARBOOK*, Volume 6 : 1981, pp. 369-371.
- 19) 以下の本文中に示される [ ] 内の数字は「研究報告」のパラグラフを示す。
- 20) *Common Security, A Programme for Disarmament, the Report of the Independent Commission on Disarmament and Security Issues* (1982), 森 治樹監訳『共通の安全保証』(日本放送出版協会), pp.176-177, 214-215, 1217-218, 227-228.
- 21) 前田 寿「軍縮への一歩としての平和地域の構想」法学セミナー, 1979年8月号, pp. 78-84. 同「日本の軍縮政策」軍縮問題資料No.37, 1983年12月号 pp. 14-20.
- 22) Kenneth E. Boulding, *Stable Peace* (the University of Texas Press, 1978) 武者小路公秀訳『紛争と平和の諸段階』, (ダイヤモンド社), pp. 152-156.
- 23) 「第2回軍縮特別総会に提出したわが方会議文書」国際問題資料.1982年8月号 pp. 24-25.